

那 霸 市 公 報

号外第725号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

- 那覇市津波避難ビル条例（総務課）…………… 4047
- 那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…………… 4049
- 那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例（行政経営課）…………… 4053
- 那覇市火災予防条例の一部を改正する条例（消防局予防課）…………… 4055
- 那覇市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（納税課）…………… 4060
- 那覇市税条例の一部を改正する条例（納税課）…………… 4064
- 那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（契約検査課）
…………… 4066
- 那覇市幼稚園教諭の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例（人事課）
…………… 4068
- 那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例（総務課）…………… 4070
- 那覇市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
（議会事務局庶務課）…………… 4077
- 那覇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
の一部を改正する条例（こども政策課）…………… 4081
- 那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定
める条例の一部を改正する条例（障がい福祉課）…………… 4083
- 那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例（ちゃーがんじゅう課）…………… 4096
- 那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例（ちゃーがんじゅう課）…………… 4099
- 那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例(ちゃーがんじゅう課)	4116
○那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(ちゃーがんじゅう課)	4120
○那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(ちゃーがんじゅう課)	4124
○那覇市手数料条例の一部を改正する条例(建築指導課)	4129
○那覇市霊園条例の一部を改正する条例(環境保全課)	4138
○なは市民協働プラザ条例の一部を改正する条例(まちづくり協働推進課)	4140
○那覇市立幼稚園保育料等条例の一部を改正する条例(こども政策課)	4141

条 例

那霸市条例第4号
平成28年3月24日

那霸市津波避難ビル条例をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

な は し つ な み ひ な ん じ ょ う れ い
那 覇 市 津 波 避 難 ビ ル 条 例

あんぜん あんしん せいかつ いとな しみんきょうつう ねが
安全・安心な生活を営むことは、市民共通の願いである。

へいせい ねん がつ にち はっせい ひがしにほんだいしんさい だい き ぼ さいがい はっせい じ
平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、大規模災害の発生時に
しみん せいめいおよ しんたい まも きょうせい ぼうさいたいさく くわ みずか
市民の生命及び身体を守るためには、行政による防災対策に加え、自ら
あんぜん みずか まも じじょ みじか ちいき たす あ きょうじょ みかけつ
の安全は自ら守る「自助」、身近な地域で助け合う「共助」が不可欠であ
り、また、きょうどう ぼうさい げんさい ひごろ
協働によるまちづくりを通して、防災・減災について日頃から
と く じゅうよう きょうくん しめ
取り組むことが重要であることを、その教訓として示した。

しみん せだい こ こうりゅう とお ちいき きずな つむ たが ささ たす
市民は、世代を超えた交流を通して、地域の絆を紡ぎ、互いに支え、助
あ きょうじょ こころ はぐく し ひと ひと いしづえ ちいき
け合う共助の心を育み、市は、人と人とのつながりを礎にした地域コ
ミュニティの発展に ほんてん と く ぼうさい げんさい つと
取り組み、防災・減災に努めなければならない。

ひがしにほんだいしんさい つなみ おそ きおく とど しみん
東日本大震災における津波の恐ろしさをいつまでも記憶に留め、市民の
ぼうさいいしき こうよう はか あんぜん あんしん さいがい つよ すいしん
防災意識の高揚を図るとともに、安全・安心で災害に強いまちづくりを推進
する ため、つなみひなん けんせつ じょうれい せいいてい
ため、津波避難ビルを建設することとし、ここにこの条例を制定する。

もくてき
(目的)

だい じょう じょうれい つなみ さいがい しみんとう せいめいおよ しんたい あんぜん
第1条 この条例は、津波による災害から市民等の生命及び身体
まも ひなんしせつ せっち な は し つ な み ひ な ん い か つなみ
を守るための避難施設として設置する那覇市津波避難ビル(以下「津波
ひなん さいだ もくてき
避難ビル」という。)について定めることを目的とする。

いち
(位置)

だい じょう つなみひなん いち な は し ま つ や ま ち ょ う め ばん ごう
第2条 津波避難ビルの位置は、那覇市松山2丁目22番1号とする。

かんり
(管理)

だい じょう じちょう つなみしゅうらいじ しみんとう えんかつ ひなん つなみひなん
第3条 市長は、津波襲来時に市民等が円滑に避難できるよう、津波避難
ない ひなん およ つうろ かくほ じょうじひなん かのう
ビル内の避難スペース及び通路を確保し、常時避難することが可能な
じょうたい い じ
状態を維持しなければならない。

きのう
(機能)

だい じょう つなみひなん しょくりょうとう ひじょうようぶっし びちく たいようこう
第4条 津波避難ビルにおいては、食料等の非常用物資を備蓄し、太陽光
はつでんとう じ か はつでん せっち しょう しゃ くるまいす
発電等の自家発電システムを設置するとともに、障がい者、車椅子
りょうしゃとう ようい ひなん とう せつび せいび
利用者等が容易に避難ができるようスロープ等の設備を整備するもの
とする。

い にん
(委任)

だい じょう じょうれい さだ つなみひなん きょうよう かん ひつよう
第5条 この条例に定めるもののほか、津波避難ビルの供用に関し必要
じこう しちょう さだ
な事項は、市長が定める。

ふ そく
付 則

じょうれい こうふ ひ きさん げつ こ はんいなく きそく
この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則
さだ ひ しこう
で定める日から施行する。

那覇市条例第5号

平成28年3月24日

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（那覇市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第6項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職務の分類)</p> <p>第9条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、規則で定める。</p> <p>2 職員の職務の級は、前項に規定する規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>別表第3 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職務の分類)</p> <p>第9条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3に定める等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。</p> <p>2 職員の職務の級は、前項に規定する基準に従い決定する。</p> <p>[別表第3 別記]</p> <p>別表第4 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。</p>	

[改正後 別記]

別表第3(第9条関係)

等級別基準職務表

ア 行政職給料表 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事、技師、保育士、消防士、教諭又は保育教諭の職務
2級	1 困難な業務を処理する主事、技師、保育士、消防士、教諭又は保育教

	論の職務 2 消防副士長の職務
3級	1 主任主事、主任技師、主任保育士、主任保育教諭又は消防士長の職務 2 困難な業務を処理する消防副士長 3 特に困難な業務を処理する教諭の職務
4級	主査、専門主査、消防司令補、主任教諭又は那覇市立幼保連携型認定こども園の教頭の職務
5級	主幹、専門主幹、消防司令又は那覇市立幼保連携型認定こども園の園長の職務
6級	課長、担当副参事、副参事、支所長又は消防司令長の職務
7級	副部長、次長、参事、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長又は消防監の職務
8級	政策統括調整監、部長、保健所長、参事監、会計管理者、議会事務局長又は消防正監の職務

イ 医療職給料表(1) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	医師又は歯科医師の職務
2級	1 主任医師又は主任歯科医師の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う医師又は歯科医師の職務
3級	1 課長又は副参事の職務 2 主幹の職務
4級	1 保健所長又は参事監の職務 2 参事の職務

ウ 医療職給料表(2) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士又は言語聴覚士の職務
2級	1 薬剤師又は獣医師の職務 2 困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士又は言語聴覚士の職務
3級	主任薬剤師、主任獣医師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士又は主任言語聴覚士の職務
4級	主査の職務
5級	主幹の職務
6級	課長又は副参事の職務

エ 医療職給料表(3) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
2級	保健師の職務
3級	主任保健師の職務
4級	主査の職務

5級	主幹の職務
6級	課長又は副参事の職務

（那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第2条 那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年那覇市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第4条、第6条第2項及び第7条第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（給与に関する特例）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 任期付職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき<u>標準的な職務の内容は、規則で定める。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>（給与条例の適用除外）</p> <p>第6条 任期付職員については、那覇市職員の給与に関する条例（昭和58年那覇市条例第10号）第8条から第11条までの規定は、適用しない。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第4条、第6条第2項及び第7条第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（給与に関する特例）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 任期付職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき<u>職務の内容は、那覇市職員の給与に関する条例（昭和58年那覇市条例第10号）別表第1の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>（給与条例の適用除外）</p> <p>第6条 任期付職員については、那覇市職員の給与に関する条例第8条から第11条までの規定は、適用しない。</p>
<p>備考</p> <p>1 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市条例第6号
平成28年3月24日

那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例

那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第2条 総務部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市民文化部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>4～8 [略]</p> <p>9 都市計画部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 工事の<u>契約及び検査</u>に関すること。</p> <p>(8) [略]</p> <p>10 [略]</p>	<p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p><u>(9) 契約に関すること。</u></p> <p><u>(10) 審査請求に関すること。</u></p> <p><u>(11) [略]</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 情報公開及び個人情報保護に関すること。</u></p> <p>4～8 [略]</p> <p>9 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 工事の検査に関すること。</p> <p>(8) [略]</p> <p>10 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市条例第7号
平成28年3月24日

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(1972年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。</p> <p>3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。</p> <p>4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第3(第3条、第18条関係)

種類		離隔距離 (単位センチメートル)				
		入力	上方	側方	前方	後方
[略]						
厨 房 設 備	[略]	不 燃 以 外	[略]	ドロップイン式こ ろ、キャビネット型 グリル付こ んろ		[略]
				[略]		
	[略]	不 燃	[略]	ドロップイン式こ ろ、キャビネット型 グリル付こ んろ		[略]
[略]						
[略]						
調 理 用 器	[略]	不 燃 以 外	[略]	[略]		[略]
				卓上型こ んろ (2口以上)、卓 上型グリル付		

具			こんろ					
			[略]					
	不燃	[略]	[略]	[略]				
				卓上型こんろ (2口以上)、卓上型グリル付 こんろ	[略]			
			[略]					
[略]								
電気 温風機	[略]							
電気 こんろ	電気	不燃以外	4.8kW以下(1口当たり 2kWを超え3kW以下)	100	2	2	2	
				—	20 (注8)	—	20 (注8)	
			4.8kW以下(1口当たり 1kWを超え2kW以下)	100	2	2	2	
			—	15 (注8)	—	15 (注8)		
		4.8kW以下(1口当たり 1kW以下)	100	2	2	2		
			—	10 (注8)	—	10 (注8)		
		不燃	4.8kW以下(1口当たり 3kW以下)	80	0	—	0	
				—	0 (注8)	—	0 (注8)	
電気 レンジ	電気	不燃以外	4.8kW以下(1口当たり 2kWを超え3kW以下)	100	2	2	2	
				—	20 (注8)	—	20 (注8)	
				—	10 (注9)	—	10 (注9)	
		4.8kW以下(1口当たり 1kWを超え2kW以下)	100	2	2	2		
			—	15 (注8)	—	15 (注8)		
			—	10 (注9)	—	10 (注9)		
		不燃	4.8kW以下(1口当たり 3kW以下)	80	0	—	0	
				—	0 (注8)	—	0 (注8)	
電	電	不燃以外	こんろ形態	4.8kW以下(1口当たり	100	2	2	2

磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器	気		のもの	3kW以下)	—	10	—	10
						(注8)		(注8)
電 気 天 火	不燃		こんろ形態	4.8kW以下(1口当たり	80	0	—	0
			のもの	3kW以下)	—	0	—	0
						(注8)		(注8)
[略]								

(注1)～(注7) [略]

(注8) 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(発熱体の外周からの距離)を示す。

(注9) 電気レンジでこんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合の本体上方の側方又は後方の距離(発熱体の外周からの距離)を示す。

(注10)～(注12) [略]

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第3(第3条、第18条関係)

種類		離隔距離 (単位センチメートル)				
		入力	上方	側方	前方	後方
[略]						
厨 房 設 備	不燃 以 外	[略]	組込型こんろ・グリ	[略]		
			ル付こんろ・グリド	[略]		
			ル付こんろ、キャビ	[略]		
			ネット型こんろ・グ	[略]		
			リル付こんろ・グリ	[略]		
			ドル付こんろ	[略]		
			[略]	[略]		
	不燃	[略]	組込型こんろ・グリ	[略]		
			ル付こんろ・グリド	[略]		
			ル付こんろ、キャビ	[略]		
			ネット型こんろ・グ	[略]		
			リル付こんろ・グリ	[略]		
			ドル付こんろ	[略]		
			[略]	[略]		
[略]						
[略]						

調理用器具	[略]	不燃以外	[略]	[略]	[略]					
					卓上型こんろ(2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	[略]				
			[略]	[略]	[略]					
		不燃	[略]	[略]	[略]	卓上型こんろ(2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	[略]			
			[略]	[略]	[略]					
[略]										
電気温風機	[略]									
電気調理用機器	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下(1口当たり2kWを超え3kW以下)	100	2	2	2	
						—	20	—	20	
						(注8)		(注8)		
						—	10	—	10	
						(注9)		(注9)		
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	100	2	2	2	
						—	15	—	15	
						(注8)		(注8)		
						—	10	—	10	
						(注9)		(注9)		
4.8kW以下(1口当たり1kW以下)	100	2	2	2						
	—	10	—	10						
	(注8)		(注8)							
	(注9)		(注9)							
こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW以下(1口当たり3.3kW以下)	100	2	2	2					
	—	10	—	10						
	(注9)		(注9)							
不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式	4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	80	0	—	0			
				—	0	—	0			
				(注8)		(注8)				
				(注9)		(注9)				

		調理器（こ んろ形態の ものに限 る。）	調理器でな いもの				
			こんろ部分 の全部が電 磁誘導加熱 式調理器の もの	5.8kW以下(1口当たり 3.3kW以下)	80	0	0
					—	0 (注9)	0 (注9)
電 気 天 火	[略]						
	[略]						

(注1)～(注7) [略]

(注8) 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離)を示す。

(注9) 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離)を示す。

(注10)～(注12) [略]

備考 [略]

那覇市条例第8号
平成28年3月24日

那覇市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

那覇市固定資産評価審査委員会条例(昭和47年那覇市条例第78号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>第1節 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第436条の規定に基づき、<u>固定資産評価審査委員会</u>(以下「委員会」という。)の審査の手続、記録の保存その他審査について必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第2節 委員長及び書記</u></p> <p>(委員長)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員長は、この条例及び<u>固定資産評価審査委員会規程</u>の定めるところによってその職務を行う。</p> <p>4 委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合においては、委員長のあらかじめ指定する委員が、その職務を<u>行なう</u>。</p> <p>5 [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>第3節 審査の申出</u></p> <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 審査申出書には、<u>次の各号</u>に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には前項各号に掲げる</p>	<p style="text-align: center;"><u>第1節 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第436条の規定に基づき、<u>那覇市固定資産評価審査委員会</u>(以下「委員会」という。)の審査の手続、記録の保存その他審査について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委員長)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員長は、この条例及び<u>委員会の規程</u>の定めるところによってその職務を行う。</p> <p>4 委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合においては、委員長のあらかじめ指定する委員が、その職務を<u>行う</u>。</p> <p>5 [略]</p> <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 審査申出書には、<u>次に掲げる事項</u>を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>(2) <u>審査の申出に係る処分</u>の内容</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には前項各号に掲げる</p>

事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項に規定する書面を添付しなければならない。

4～5 [略]

第4節 審査の手続

(書面審理)

第6条 [略]

2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。

3 [略]

(口頭審理)

第8条 [略]

2 委員会は、口頭審理を行なう場合においては、その都度、口頭審理の日時及び場所を審査申出人及び市長に通知しなければならない。

3～8 [略]

事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項の書面を添付しなければならない。

4～5 [略]

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

(書面審理)

第6条 [略]

2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。

3 [略]

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、その写しを市長に送付しなければならない。

(口頭審理)

第8条 [略]

2 委員会は、口頭審理を行う場合においては、その都度、口頭審理の日時及び場所を審査申出人及び市長に通知しなければならない。

3～8 [略]

(費用の納付)

第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項の交付を受ける者は、委員会の規程で定めるところにより、当該交付を受ける書類の写し等の作成及び送付に要する費用を納付しなければならない。

2 法第433条第11項において読み替えて準

<p>(議事についての調書)</p> <p><u>第10条</u> 書記は、<u>前3条</u>に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(決定書の作成)</p> <p><u>第11条</u> 委員会は、審査の決定をする場合においては、決定書を作成しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第12条</u> [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>第5節 雑則</u></p> <p>(<u>固定資産評価審査委員会規程への委任</u>)</p> <p><u>第13条</u> この条例に定めるもののほか、審査の手續、記録の保存その他審査について必要な事項は、<u>固定資産評価審査委員会規程</u>で定める。</p>	<p><u>用する行政不服審査法第38条第4項の手数料は、無料とする。</u></p> <p>(議事についての調書)</p> <p><u>第11条</u> 書記は、<u>第7条から第9条</u>までに規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(決定書の作成)</p> <p><u>第12条</u> 委員会は、審査の決定をする場合においては、<u>次に掲げる事項を記載し、委員会の記名及び押印をした決定書</u>を作成しなければならない。</p> <p>(1) <u>主文</u></p> <p>(2) <u>事案の概要</u></p> <p>(3) <u>審査申出人及び市長の主張の要旨</u></p> <p>(4) <u>理由</u></p> <p>2 [略]</p> <p><u>第13条</u> [略]</p> <p>(委任)</p> <p><u>第14条</u> この条例に定めるもののほか、審査の手續、記録の保存その他審査について必要な事項は、<u>委員会の規程</u>で定める。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとす。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の那覇市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2

項及び第4項、第10条並びに第12条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(当該申出をすることができる期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。

那覇市条例第9号

平成28年3月24日

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 [略]</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)</u>又は<u>法人番号</u></p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)</u></p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第119条の3 [略]</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第119条の3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則
この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第10号
平成28年3月24日

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
<p>備考</p> <p>1 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。</p> <p>2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表市長の部那覇市の蝶選定委員会の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市歌選定委員会	[略]
	那覇市の蝶選定委員会	市の蝶の選定に関すること。
	那覇市特別職報酬等審議会	[略]
	那覇市総合計画審議会	[略]
	[略]	
教育委員会	[略]	
	那覇市就学指導委員会	特別支援教育を要する幼児、児童及び生徒の <u>就学指導</u> に関すること。
	[略]	

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務

市長	[略]	
	那覇市歌選定委員会	[略]
	那覇市特別職報酬等審議会	[略]
	那覇市建設工事等入札監視委員会	建設工事等の入札及び契約の過程並びに契約の内容の適正化に関する <u>こと。</u>
	那覇市総合計画審議会	[略]
	[略]	
教育委員会	[略]	
	那覇市就学支援委員会	特別支援教育を要する幼児、児童及び生徒の <u>就学に係る支援</u> に関する <u>こと。</u>
	[略]	

那覇市条例第11号

平成28年3月24日

那覇市幼稚園教諭の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市幼稚園教諭の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

那覇市幼稚園教諭の給与等に関する特別措置条例(昭和52年那覇市条例第44号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>那覇市幼稚園教諭の給与等に関する特別措置条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第3条及び第6条の規定に基づき、<u>幼稚園の教諭の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「教諭」とは、<u>那覇市立幼稚園に勤務する教諭をいう。</u></p> <p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)</p> <p>第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る<u>次の</u>条例の規定及びこれらに基づく規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。</p> <p>(1)～(2) [略]</p>	<p><u>那覇市幼稚園教諭等の給与等に関する特別措置条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第3条及び第6条の規定に基づき、<u>教諭の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「教諭」とは、<u>次に掲げる者をいう。</u></p> <p>(1) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第27条第1項の教諭又は同条第2項の主幹教諭であつて、那覇市立幼稚園に勤務するもの</u></p> <p>(2) <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条第1項の園長若しくは保育教諭又は同条第2項の教頭であつて、那覇市立幼保連携型認定こども園に勤務するもの</u></p> <p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)</p> <p>第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る<u>次に掲げる</u>条例の規定及びこれらに基づく規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例</u></p>

	<p>(平成3年那覇市条例第8号)</p> <p>(4) <u>那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年那覇市条例第33号)</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(那覇市職員の懲戒に関する条例の一部改正)
- 2 那覇市職員の懲戒に関する条例(昭和47年那覇市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下とし、給料の月額(那覇市幼稚園教諭の給与等に関する特別措置条例(昭和52年那覇市条例第44号)第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては、給料の月額に教職調整額の月額を加算した額)の10分の1以下とする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下とし、給料の月額(那覇市幼稚園教諭等の給与等に関する特別措置条例(昭和52年那覇市条例第44号)第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては、給料の月額に教職調整額の月額を加算した額)の10分の1以下とする。</p>
<p>備考 本則の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

那覇市条例第12号

平成28年3月24日

那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例

那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第8条の3関係)

号	事務	特定個人情報
(1)～(2) [略]		
(3)	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～ウ [略] エ～キ [略]
(4)～(6) [略]		
(7)	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～ウ [略] エ～カ [略] キ～ク [略]
(8) [略]		
(9)	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～エ [略] オ <u>公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する情報</u>

	で定めるもの	カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する情報 キ～ク [略]
(10)～(12) [略]		
(13)	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア [略] イ～オ [略] カ 国民年金法(昭和34年法律第141号)による加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する情報
(14)	国民年金法による加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
(15)	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～ウ [略] エ～カ [略] キ～ク [略]
(16)	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
(17)	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～イ [略] ウ 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報 エ 難病患者特定医療費関係情報
(18)	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(19)～(20) [略]		
(21)	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～エ [略]
(22)～(23) [略]		
(24)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の	住民関係情報であって規則で定めるもの

	支給に関する事務であって規則で定めるもの	
(25)～(26) [略]		
(27)	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
(28)～(29) [略]		
(30)	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～イ [略]
(31) [略]		
(32)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～エ [略] オ <u>公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報</u> カ～ク [略]
(33)	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収若しくは賦課に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～キ [略] ク <u>国民年金法による加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する情報</u>
(34)～(36) [略]		
(37)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～イ [略] ウ～コ [略]
(38)	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～ケ [略] コ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報</u>
(39) [略]		

(40)	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～エ [略] <u>オ 公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報</u> カ～ク [略]
------	--	---

[改正後 別記]

別表第2(第8条の3関係)

号	事務	特定個人情報
(1)～(2) [略]		
(3)	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア～ウ [略] <u>エ 特別児童扶養手当関係情報</u> <u>オ～ク [略]</u> <u>ケ 自立支援給付関係情報(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報をいう。以下同じ。)</u>
(4)～(6) [略]		
(7)	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア～ウ [略] <u>エ 特別児童扶養手当関係情報</u> <u>オ～キ [略]</u> <u>ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報</u> <u>ケ 昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報</u> <u>コ～サ [略]</u> <u>シ 自立支援給付関係情報</u>
(8) [略]		
(9)	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア～エ [略] <u>オ 公営住宅等の管理等に関する情報(公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する情報又は住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する情報をいう。以下同じ。)</u>

		<p>カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報</p> <p>キ～ク [略]</p> <p><u>ケ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保健事業の実施に関する情報</u></p> <p><u>コ 児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報</u></p>
(10)～(12) [略]		
(13)	国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>[略]</p> <p>ア [略]</p> <p><u>イ 地方税関係情報</u></p> <p>ウ～カ [略]</p> <p>キ 介護保険給付等関係情報</p> <p><u>ク 国民年金法(昭和34年法律第141号)による被保険者の資格に関する情報</u></p> <p><u>ケ 母子保健法(昭和40年法律第141号)による母子健康手帳に関する情報</u></p>
(14)	<u>国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	[略]
(15)	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>[略]</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p><u>エ 特別児童扶養手当関係情報</u></p> <p>オ～キ [略]</p> <p><u>ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報</u></p> <p><u>ケ 昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報</u></p> <p>コ～サ [略]</p> <p><u>シ 自立支援給付関係情報</u></p>
(16)	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
(17)	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>[略]</p> <p>ア～イ [略]</p> <p><u>ウ 難病患者特定医療費関係情報</u></p> <p><u>エ 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報</u></p>

(18)	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報
(19)～(20) [略]		
(21)	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア～エ [略] オ 児童扶養手当関係情報
(22)～(23) [略]		
(24)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報
(25)～(26) [略]		
(27)	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
(28)～(29) [略]		
(30)	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア～イ [略] ウ 国民年金法による被保険者の資格に関する情報
(31) [略]		
(32)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア～エ [略] オ 公営住宅等の管理等に関する情報 カ～ク [略] ケ 国民健康保険法による保健事業の実施に関する情報 コ 児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報
(33)	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収若しくは賦課に関する事	[略] ア～キ [略] ク 国民年金法による被保険者の資格に関

	務であって規則で定めるもの	する情報
(34)～(36) [略]		
(37)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア～イ [略] ウ <u>地方税関係情報</u> エ～サ [略]
(38)	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア～ケ [略] コ <u>自立支援給付関係情報</u>
(39) [略]		
(40)	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	[略] ア～エ [略] オ <u>公営住宅等の管理等に関する情報</u> カ～ク [略] ケ <u>国民健康保険法による保健事業の実施に関する情報</u> コ <u>児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報</u>

那覇市条例第13号

平成28年3月24日

那覇市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

那覇市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年那覇市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考 改正前の欄中の表（以下「改正表」という。）及びこれに対応する改正後の欄中の表（以下「改正後表」という。）に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の那覇市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

〔改正前 別記〕

別表第1(第6条関係)

項目	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費
調査旅費	会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費
広聴費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費
人件費	会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費
要請・陳情活動費	会派が行う要請及び陳情活動のために要する経費
その他の経費	上記以外の経費で会派が行う調査研究活動に必要な経費

〔改正後 別記〕

別表第1(第6条関係)

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

[改正前 別記]

別表第2(第6条関係)

項目	内容
研究研修費	議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費
調査旅費	議員が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	議員が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費
広聴費	議員が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費
人件費	議員が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費(事務所の賃借料、維持管理費、備品及び事務機器購入若しくはリース代等)
要請・陳情活動費	議員が行う要請及び陳情活動のために要する経費
その他の経費	上記以外の経費で議員が行う調査研究活動に必要な経費

[改正後 別記]

別表第2(第6条関係)

項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

那覇市条例第14号

平成28年3月24日

那覇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

那覇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成14年那覇市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、那覇市立の幼稚園、小学校及び中学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)に対する補償(以下「補償」という。)の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(通知)</p> <p>第2条 学校医等の災害が公務上のものであるときは、教育委員会は、補償を受けるべき者に対して、その者が法によって権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>(報告、出頭等)</p> <p>第4条 教育委員会は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告させ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、那覇市立の幼稚園、小学校及び中学校並びに<u>幼保連携型認定こども園</u>の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)に対する補償(以下「補償」という。)の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(通知)</p> <p>第2条 学校医等の災害が公務上のものであるときは、教育委員会(<u>幼保連携型認定こども園の学校医等に係るもの</u>にあっては、市長。以下「教育委員会等」という。)は、補償を受けるべき者に対して、その者が法によって権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>(報告、出頭等)</p> <p>第4条 <u>教育委員会等</u>は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け、<u>若しくは受けようとする者</u>又はその他の関係人に対して、報告させ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則(<u>幼保連携型認定こ</u></p>

も園にあつては、規則)で定める。

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市条例第15号

平成28年3月24日

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年那覇市条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第7章 [略]</p> <p>第8章 [略]</p> <p>第1節～第4節 [略]</p> <p>第5節 [略](<u>第151条・第152条</u>)</p> <p>第9章 [略]</p> <p>第1節～第4節 [略]</p> <p>第5節 [略](<u>第161条・第162条</u>)</p> <p>第10章～第14章 [略]</p> <p>付則</p> <p>(<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>に関する特例)</p> <p>第98条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第51号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。))<u>第83条第1項に規定する居宅介護事業者</u>をいう。以下同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障がい者に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>(指定地域密着型サービス基準条例</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章 [略]</p> <p>第8章 [略]</p> <p>第1節～第4節 [略]</p> <p>第5節 [略](<u>第151条―第152条</u>)</p> <p>第9章 [略]</p> <p>第1節～第4節 [略]</p> <p>第5節 [略](<u>第161条―第162条</u>)</p> <p>第10章～第14章 [略]</p> <p>付則</p> <p>(<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>に関する特例)</p> <p>第98条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第51号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。))<u>第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者</u>をいう。以下同じ。)又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)</u>が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障がい者に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>(指定地域密着型サービス基準条例第1</p>

第83条第1項に規定する居宅介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する登録者をいう。)の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。)第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障がい者の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を25人以下とすること。

91条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項又は第192条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項又は第192条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。))の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第151条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は児童福祉法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サー

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障がい者の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。)を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

ビス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)にあつては、18人)以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第151条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は児童福祉法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号又は第196条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障がい者の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条に規定する基準を満たしていること。

(5) [略]

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第112条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者であって、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下こ

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第151条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は児童福祉法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。

(5) [略]

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第112条 [略]

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第151条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は児童福祉法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例

の条において同じ。)を提供するものであること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける利用者の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。)を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護

の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項又は第192条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。)を提供するものであること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。)を通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第151条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は児童福祉法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)の3分の1から9人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)までの範囲内とすること。

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護

事業所に個室(指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

(4) [略]

事業所等に個室(指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第2号ウ又は第196条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

(4) [略]

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第151条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障がい者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(機能訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(機能訓練)事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は児童福祉法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービ

ス若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は児童福祉法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十

分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は児童福祉法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。

(5) この条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービスを受ける障がい者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第161条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障がい者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当

該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は児童福祉法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は児童福祉法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県

が定める条例の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等においては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所においては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は児童福祉法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス

<p>(従業者の員数)</p> <p>第193条 指定共同生活援助の事業を行う者(以下「指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上</p> <p>ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。)第2条第3号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数</p> <p>イ 区分省令第2条第4号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数</p> <p>ウ 区分省令第2条第5号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数</p> <p>エ 区分省令第2条第6号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数</p> <p>(3) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>付 則</p> <p>(指定共同生活援助事業所において個人</p>	<p><u>基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。</u></p> <p>(5) <u>この条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービスを受ける障がい者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第193条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。)第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数</p> <p>イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数</p> <p>ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数</p> <p>エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数</p> <p>(3) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>付 則</p> <p>(指定共同生活援助事業所において個人</p>
---	--

<p>単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p> <p>第3条 第201条第3項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、<u>区分省令第2条第4号</u>に規定する区分4、<u>同条第5号</u>に規定する区分5又は<u>同条第6号</u>に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、<u>平成27年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>2 第201条第3項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、<u>区分省令第2条第4号</u>に規定する区分4、<u>同条第5号</u>に規定する区分5又は<u>同条第6号</u>に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、<u>当該指定共同生活介護事業所</u>の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、<u>平成27年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p> <p>第3条 第201条第3項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、<u>区分省令第1条第5号</u>に規定する区分4、<u>同条第6号</u>に規定する区分5又は<u>同条第7号</u>に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、<u>平成30年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>2 第201条第3項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、<u>区分省令第1条第5号</u>に規定する区分4、<u>同条第6号</u>に規定する区分5又は<u>同条第7号</u>に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、<u>当該指定共同生活援助事業所</u>の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、<u>平成30年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。</p>	

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、付則第3条の改正規定は、公布の

日から施行する。

- 2 改正後の那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例付則第3条の規定は、平成27年4月1日から適用する。

那覇市条例第16号

平成28年3月24日

那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年那覇市条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入退所)</p> <p>第14条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第23項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。)を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等(同項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画(介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 (職員の配置の基準)</p> <p>第46条 [略]</p> <p>2～11 [略]</p> <p>12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所若しくは指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第51号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」</p>	<p>(入退所)</p> <p>第14条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第24項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。)を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等(同項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画(介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 (職員の配置の基準)</p> <p>第46条 [略]</p> <p>2～11 [略]</p> <p>12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所若しくは指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は<u>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若</u></p>

という。)第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第53号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13～15 [略]

しくは那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第51号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第53号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13～15 [略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市条例第17号

平成28年3月24日

那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 [略]</p> <p>第7章 [略]</p> <p>第1節～第4節 [略]</p> <p><u>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準</u></p> <p>第1款 <u>この節の趣旨及び基本方針(第114条・第115条)</u></p> <p>第2款 <u>人員に関する基準(第116条・第117条)</u></p> <p>第3款 <u>設備に関する基準(第118条・第119条)</u></p> <p>第4款 <u>運営に関する基準(第120条―第131条)</u></p> <p>第6節 [略]</p> <p>第8章～第13章 [略]</p> <p>付則</p> <p>(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第85条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次条第1項の訪問リハビリテーション計画又は第141条第1項の通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 [略]</p> <p>第7章 [略]</p> <p>第1節～第4節 [略]</p> <p><u>第5節 削除</u></p> <p>第6節 [略]</p> <p>第8章～第13章 [略]</p> <p>付則</p> <p>(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第85条 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次条第1項の訪問リハビリテーション計画又は第141条第1項の通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等</p>

(法第8条第23項の指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

(従業者の員数)

第100条 指定通所介護の事業を行う者(以下「指定通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第4節までにおいて「通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1)～(2) [略]

(3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準条例第97条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1人以上、15人を超える場合

(法第8条第24項の指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

(従業者の員数)

第100条 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者(当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準条例第97条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1人以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除し

にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる人数

(4) [略]

2 当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1人以上確保されるために必要と認められる人数とすることができる。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(第2項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であつてその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6~8 [略]

(設備及び備品等)

第102条 [略]

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

て得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる人数

(4) [略]

2 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、前項第3号の介護職員を、常時1人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

4 前3項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であつてその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

5~7 [略]

(設備及び備品等)

第102条 [略]

2 [略]

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ [略]

(2) [略]

3～4 [略]

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第114条 第1節から第4節の規定にかかわらず、指定療養通所介護(指定通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第115条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能

(1) [略]

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに当該指定通所介護事業所の利用定員(当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。)を乗じて得た面積以上とすること。

イ [略]

(2) [略]

3～4 [略]

第5節 削除

第114条から第131条まで 削除

の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

- 2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第116条 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5人に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1人以上確保されるために必要と認められる人数以上とする。

- 2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

（管理者）

第117条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看

護師でなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

- 第118条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を9人以下とする。

(設備及び備品等)

- 第119条 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続きの説明及び同意)

- 第120条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、

第127条に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第125条第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第128条第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第121条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第122条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければ

ならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第123条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図る。

(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利

用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

(療養通所介護計画の作成)

第124条 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書(第74条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第17条第1項に規定する訪問看護計画をいう。以下この節において同じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第125条 指定療養通所介護事業者は、現に

指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策(以下この節において「緊急時等の対応策」という。)について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及び家族に対して十分に説明し、利用者及び家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第128条第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第126条 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の

共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第127条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定療養通所介護の利用定員

(5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 非常災害対策

(9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第128条 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかななければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時にお

いて円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

（安全・サービス提供管理委員会の設置）

第129条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

（記録の整備）

第130条 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1）療養通所介護計画

（2）前条第2項に規定する検討の結果についての記録

（3）次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービス

の内容等の記録

(4) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第111条の2第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第131条 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第34条から第39条まで、第41条、第103条(第3項第2号を除く。)、第104条及び第108条から第111条の2までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第111条の2第4項中「第102条第4項」とあるのは「第119条第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第132条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当通所介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節において「通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1)～(2) [略]

(3) 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時

(従業者の員数)

第132条 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者

間数」という。)で除して得た数が利用者(当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準条例第113条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は基準該当介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1人以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1人を加えた数以上確保されるために必要と認められる人数

(4) [略]

2 当該基準該当通所介護事業所の利用定員(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1人以上確保されるために必要と認められる人数とすることができる。

3 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(第2項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。)を、常時1人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場

(当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準条例第113条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は基準該当介護予防通所介護の利用者。以下この条及び第134条において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1人以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1人を加えた数以上確保されるために必要と認められる人数

(4) [略]

2 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、前項第3号の介護職員を、常時1人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の

合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

- 5 前各項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であってその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

6～7 [略]

(設備及び備品等)

第134条 [略]

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所

ア 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ [略]

- (2) [略]

3～4 [略]

(指定通所介護事業所等との併設)

第182条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第72条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規

基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

- 4 前3項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であってその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

5～6 [略]

(設備及び備品等)

第134条 [略]

- 2 [略]

- (1) [略]

ア 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに当該基準該当通所介護事業所の利用定員(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)を乗じて得た面積以上とすること。

イ [略]

- (2) [略]

3～4 [略]

(指定通所介護事業所等との併設)

第182条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業所、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第72条第1項に規定する

<p>模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。</p> <p>(受託居宅サービス事業者への委託)</p> <p>第246条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第249条に規定する指定福祉用具貸与及び指定地域密着型サービス基準条例第61条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。</p> <p>4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、<u>指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護</u>を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>5～8 [略]</p>	<p>指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。</p> <p>(受託居宅サービス事業者への委託)</p> <p>第246条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第249条に規定する指定福祉用具貸与、<u>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護</u>及び指定地域密着型サービス基準条例第61条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。</p> <p>4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、<u>次に掲げる事業</u>を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>(1) <u>指定訪問介護</u></p> <p>(2) <u>指定訪問看護</u></p> <p>(3) <u>指定通所介護又は指定地域密着型通所介護</u></p> <p>5～8 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等のある全ての条名等を順次示したものとする。</p> <p>4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市条例第18号

平成28年3月24日

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年那覇市条例第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用定員等)</p> <p>第66条 共用型事業所の利用定員(当該共用型事業所において同時に共用型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第79条 <u>通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p>2 <u>通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、本市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p>	<p>(利用定員等)</p> <p>第66条 共用型事業所の利用定員(当該共用型事業所において同時に共用型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第79条 <u>通所介護事業者は、認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員、当該事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し認知症対応型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p>2 <u>通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p>

	<p>らない。</p> <p>3 <u>通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p>4 <u>通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、本市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p>
<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第88条 居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(介護支援専門員を配置していないサテライト型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>第110条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護(以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、要介護者であつて認知症であるものについて、共同生活住居(法第8条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的</p>	<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第88条 居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(介護支援専門員を配置していないサテライト型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>第110条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護(以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、要介護者であつて認知症であるものについて、共同生活住居(法第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的</p>

な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

第130条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第20項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下この章において「特定施設」という。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 [略]

第151条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条第21項の地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有す

な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

第130条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第21項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下この章において「特定施設」という。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 [略]

第151条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条第22項の地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有す

る能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。	る能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。
2～3 [略]	2～3 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市条例第19号

平成28年3月24日

那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年那覇市条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(従業者の員数)</p> <p>第98条 指定介護予防通所介護の事業を行う者(以下「指定介護予防通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第5節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定介護予防通所介護事業者が<u>指定通所介護事業者</u>(<u>指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。</u>)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と<u>指定通所介護</u>(<u>指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。</u>)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は<u>指定通所介護</u>の利用者。以下この節</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第98条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定介護予防通所介護事業者が指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者又は<u>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準</u>(平成18年厚生労働省令第34号。以下「<u>地域密着型基準省令</u>」という。)第20条第1項に規定する<u>指定地域密着型通所介護事業者</u>(以下「<u>指定通所介護事業者等</u>」という。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通</p>

及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1人以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1人を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) [略]

2～7 [略]

8 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第100条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第100条 [略]

2～4 [略]

5 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(従業者の員数)

所介護又は地域密着型基準省令第19条に規定する指定地域密着型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護等の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1人以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1人を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) [略]

2～7 [略]

8 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第100条第1項から第6項まで又は地域密着型基準省令第20条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第100条 [略]

2～4 [略]

5 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第3項まで又は指定地域密着型基準省令第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(従業者の員数)

第113条 [略]

2～6 [略]

7 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第132条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（受託介護予防サービス事業者への委託）

第233条 [略]

2 受託介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）でなければならない。

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、第238条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護とする。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5～8 [略]

第113条 [略]

2～6 [略]

7 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第132条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（受託介護予防サービス事業者への委託）

第233条 [略]

2 受託介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービス事業者、法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者でなければならない。

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、地域密着型基準省令第19条に規定する指定地域密着型通所介護、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、第238条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護とする。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、前項の指定地域密着型通所介護、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5～8 [略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市条例第20号

平成28年3月24日

那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用定員等)</p> <p>第10条 共用型予防事業所の利用定員(当該共用型予防事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定密着型特定施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(地域との連携等)</p>	<p>(利用定員等)</p> <p>第10条 共用型予防事業所の利用定員(当該共用型予防事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定密着型特定施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(地域との連携等)</p> <p><u>第40条 通所介護予防事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員、当該事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p><u>2 通所介護予防事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成</u></p>

第40条 [略]

2 [略]

(記録の整備)

第41条 [略]

2 通所介護予防事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) [略]

(地域との連携等)

第63条 居宅介護予防事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員、当該事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 居宅介護予防事業者は、前項の報告、評

するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 [略]

4 [略]

5 通所介護予防事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第41条 [略]

2 [略]

(1)～(5) [略]

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第63条 削除

価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 居宅介護予防事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 居宅介護予防事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、本市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（記録の整備）

第65条 [略]

2 居宅介護予防事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(7) [略]

(8) 第63条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

（準用）

第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第32条から第37条まで、第38条(第4項を除く。)及び第39条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と読み替えるものとする。

（記録の整備）

第65条 [略]

2 [略]

(1)～(7) [略]

(8) 次条において準用する第40条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

（準用）

第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第32条から第37条まで、第38条(第4項を除く。)から第40条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とある

<p>(記録の整備)</p> <p>第86条 [略]</p> <p>2 共同生活介護予防事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 次条において準用する第63条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条(第4項を除く。)、第39条、第57条、<u>第60条、第62条及び第63条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第60条中「<u>居宅介護予防事業者</u>」とあるのは「<u>共同生活介護予防事業者</u>」と、<u>第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」とあるのは「<u>活動状況</u>」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>のは「2月」と、「<u>活動状況</u>」とあるのは「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第86条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条(第4項を除く。)、第39条、<u>第40条</u>、第57条、<u>第60条及び第62条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、<u>第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第60条中「<u>居宅介護予防事業者</u>」とあるのは「<u>共同生活介護予防事業者</u>」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

- | |
|---|
| <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> |
|---|

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市条例第21号

平成28年3月24日

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
<p>備考</p> <p>1 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。</p> <p>4 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>5 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

民生及び税務に関するもの

1 地方自治法(以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
[略]			
(2)	法第260条の2第12項の規定に基づく認可地縁団体に係る認可の告示事項に関する証明書の交付	[略]	

2～8 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

民生及び税務に関するもの

1 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
[略]			

(2)	法第260条の2第12項の規定に基づく認可地縁団体に係る認可の告示事項に関する証明書の交付	[略]	
(3)	法第260条の38第4項の規定に基づく認可地縁団体の所有不動産の登記に係る公告及び登記関係者の承諾を証する情報の提供	認可地縁団体所有不動産の登記に係る公告及び承諾を証する情報提供通知書交付手数料	1件につき300円

2～8 [略]

[改正前 別記]

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1～16 [略]

17～25 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1～16 [略]

17 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第12条の2第1項の規定に基づく建築物清掃業者(同項第1号に掲げる事業を営んでいる者をいう。)の登録	建築物清掃業者登録手数料	1件につき35,000円
(2)	法第12条の2第1項の規定に基づく建築物空気環境測定業者(同項第2号に掲げる事業を営んでいる者をいう。)の登録	建築物空気環境測定業者登録手数料	1件につき35,000円
(3)	法第12条の2第1項の規定に基づく建築物空気調和用ダクト清掃業者(同項第3号に掲げる事業を営んでいる者をいう。)の登録	建築物空気調和用ダクト清掃業者登録手数料	1件につき35,000円
(4)	法第12条の2第1項の規定に基づく建築物飲料水水質検査業者(同項第4号に掲げる事業を営んでいる者をいう。)の登録	建築物飲料水水質検査業者登録手数料	1件につき35,000円
(5)	法第12条の2第1項の規定に基づく建築物飲料水貯水槽清掃業者(同項第5号に掲げる事業を営んでいる者をいう。)の登録	建築物飲料水貯水槽清掃業者登録手数料	1件につき35,000円
(6)	法第12条の2第1項の規定に基づく建築物排水管清掃業者(同項第6号に掲	建築物排水管清掃業者登録手数料	1件につき35,000円

	げる事業を営んでいる者をいう。)の登録		
(7)	法第12条の2第1項の規定に基づく建築物ねずみ昆虫等防除業者(同項第7号に掲げる事業を営んでいる者をいう。)の登録	建築物ねずみ昆虫等防除業者登録手数料	1件につき35,000円
(8)	法第12条の2第1項の規定に基づく建築物環境衛生総合管理業者(同項第8号に掲げる事業を営んでいる者をいう。)の登録	建築物環境衛生総合管理業者登録手数料	1件につき45,000円

18~26 [略]

[改正前 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1~3 [略]

4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)による審査を受けたものを除く。)の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア 一戸建ての住宅 52,000円 イ 共同住宅等 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (ア)~(ク) [略]
(2)	[略]		
(3)	法第5条第1項から第3項までの規定に基	登録住宅性能評価機関によ	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第6条第2項の規定

	<p>づく長期優良住宅建築等計画(法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査</p>	<p>る審査を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料</p>	<p>に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額)</p> <p>ア 一戸建ての住宅 6,000円</p> <p>イ 共同住宅等 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p> <p>(ア)～(ク) [略]</p>
<p>(4)</p>	<p>法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更(変更部分について法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものを除く。)の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額)</p> <p>ア 一戸建ての住宅 26,000円</p> <p>イ 共同住宅等 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)に対応する(1)の項手数料の額の欄イ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)</p>

(5) [略]			
(6)	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更(変更部分について法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査	登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア 一戸建ての住宅 3,000円 イ 共同住宅等 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)に対応する(3)の項手数料の額の欄イ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
(7)～(8) [略]			

5～6 [略]

[改正後 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～3 [略]

4 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]	[略]	[略] ア 一戸建ての住宅(新築) 52,000円 イ 共同住宅等(新築) 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

		<p>るときは、これを切り捨てた額) (ア)～(ク) [略] ウ 一戸建ての住宅(増築又は改築) 75,000円 エ 共同住宅等(増築又は改築) 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (ア) 500平方メートル以下の建築物 176,000円 (イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物 278,000円 (ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物 556,000円 (エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 992,000円 (オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 1,703,000円 (カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物 3,167,000円 (キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物 4,552,000円 (ク) 30,000平方メートルを超える建築物 5,604,000円</p>
(2)	[略]	
(3)	[略]	<p>[略] ア 一戸建ての住宅(新築) 6,000円 イ 共同住宅等(新築) 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (ア)～(ク) [略] ウ 一戸建ての住宅(増築又は改築) 8,000円 エ 共同住宅等(増築又は改築) 次に掲げ</p>

		<p>る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p> <p>(ア) 500平方メートル以下の建築物 15,000円</p> <p>(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物 24,000円</p> <p>(ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物 37,000円</p> <p>(エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 66,000円</p> <p>(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 112,000円</p> <p>(カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物 190,000円</p> <p>(キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物 245,000円</p> <p>(ク) 30,000平方メートルを超える建築物 273,000円</p>
(4)	[略]	<p>[略]</p> <p>ア 一戸建ての住宅(新築) 26,000円</p> <p>イ 共同住宅等(新築) 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に対応する(1)の項手数料の額の欄イ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)</p> <p>ウ 一戸建ての住宅(増築又は改築) 37,500円</p> <p>エ 共同住宅等(増築又は改築) 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加す</p>

		<p>る部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に対応する(1)の項手数料の額の欄エ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)</p>
(5)	[略]	
(6)	[略]	<p>[略]</p> <p>ア 一戸建ての住宅(新築) 3,000円</p> <p>イ 共同住宅等(新築) 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に対応する(3)の項手数料の額の欄イ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p> <p>ウ 一戸建ての住宅(増築又は改築) 4,000円</p> <p>エ 共同住宅等(増築又は改築) 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に対応する(3)の項手数料の額の欄エ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p>
(7)~(8)	[略]	

5~6 [略]

那霸市条例第22号
平成28年3月24日

那霸市霊園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市霊園条例の一部を改正する条例

那覇市霊園条例(平成25年那覇市条例第51号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用期間)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>[表 略]</p> <p>備考</p> <p>1～3 [略]</p>	<p>(使用期間)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p><u>4 前項の規定による更新の許可のうち南納骨堂に係るものについては、第1項第5号の規定にかかわらず、当該更新の許可に係る使用期間を5年以下の範囲内で市長が認める期間とすることができる。</u></p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>[表 略]</p> <p>備考</p> <p>1～3 [略]</p> <p><u>4 第7条第4項の規定により市長が認める使用期間に係る南納骨堂の使用料は、この表に定める使用料の額に60分の1を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を1月分として、当該使用期間の月数(1月に満たない端数は、切り捨てる。)に応じた額とする。</u></p>
<p>備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市霊園条例の規定は、平成28年6月1日以後に使用期間が満了するものに係る更新の許可を行う場合について適用し、同日前に使用期間が満了するものに係る更新の許可を行う場合については、なお従前の例による。

那覇市条例第23号

平成28年3月24日

なは市民協働プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

なは市民協働プラザ条例の一部を改正する条例

なは市民協働プラザ条例(平成26年那覇市条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(開館時間及び休館日) 第16条 市民活動センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、第23条第1項の規定により市長が指定するもの(以下この章において「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。 (1) 月曜日、火曜日及び木曜日から土曜日まで 午前9時から午後10時まで (2) [略] 2 [略]	(開館時間及び休館日) 第16条 [略] (1) 月曜日、火曜日及び木曜日から土曜日まで 午前9時から午後9時まで (2) [略] 2 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

那覇市条例第24号
平成28年3月24日

那覇市立幼稚園保育料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市立幼稚園保育料等条例の一部を改正する条例

那覇市立幼稚園保育料等条例(平成26年那覇市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保育料等の徴収) 第3条 保護者は、その月の利用に係る保育料又は通年利用の預かり保育料を毎月 <u>15日</u> までに納付しなければならない。 2～3 [略]	(保育料等の徴収) 第3条 保護者は、その月の利用に係る保育料又は通年利用の預かり保育料を毎月 <u>20日</u> までに納付しなければならない。 2～3 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

